

入会金等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）定款第7条の規定に基づく会員の経費の負担、基本規程第6条の規定に基づく役員負担金及び基本規程第11条の規定に基づく市町村協会の分担金について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により入会金を納入しなければならない。ただし、名誉会員として入会した者は入会金を免除する。

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 賛助会員 一口の金額10,000円 一口以上

(会費)

第3条 本協会に入会を承認された者は、次の各号の区分により会費を毎年納入しなければならない。

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 賛助会員 一口の金額10,000円 一口以上

(役員負担金)

第4条 本協会の役員は、別表1に掲げる負担金を納入しなければならない。

(市町村協会分担金)

第5条 市町村協会は、別表2に掲げる分担金を納入しなければならない。

(その他の申請)

第6条 公益財団法人日本サッカー協会の加盟チーム規則で定める登録、入会の申込み及びその他の申請等については、すべて本協会を通して行うものとする。

(拠出金品の不返還)

第7条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返納しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会及び総会の決議を経て、これを行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成24年6月18日から施行する。(5条)
- 3 この規程の改正は、令和元年6月24日から施行する。(5条)
- 4 この規程の改正は、令和2年6月22日から施行する。(6条)
- 5 この規程の改正は、令和4年6月19日から施行する。(4条、5条、8条)

別表 1（第 4 条関係）

役員負担金（法人会費含む）

	役職名	負担金
1	会長	30,000 円
2	副会長	30,000 円
3	専務理事	20,000 円
4	常務理事	20,000 円
5	理事	15,000 円

別表 2（第 5 条関係）

市町村協会分担金（法人会費含む）

	市町村協会名	分担金
1	青森市サッカー協会	120,000 円
2	特定非営利活動法人八戸市サッカー協会	120,000 円
3	弘前サッカー協会	80,000 円
4	特定非営利活動法人十和田市サッカー協会	30,000 円
5	五所川原サッカー協会	30,000 円
6	三沢市サッカー協会	30,000 円
7	七戸サッカー協会	30,000 円
8	五戸サッカー協会	20,000 円
9	南部サッカー協会	20,000 円
10	むつ市サッカー協会	20,000 円